

## 公共汚水ます設置等工事委託について

### 1. 公共汚水ます設置等工事委託申込書について

委託申込書には、下記の書類を添付してください。

- ・委託申込書
- ・位置図（取付管の位置を明記）
- ・見積書
- ・数量計算書（図面）

見積書作成については、以下の項目に留意してください。

- 1) 上水道と同時施工の場合、重機運搬・交通誘導員は下水道と上水道で折半する。  
※重機運搬：下水道で1（片道）、上水道で1（片道）  
※交通誘導員：2人必要な場合、下水で1人、水道で1人  
※交通誘導員：1人必要な場合は下水で計上
- 2) 土のう積上げ工法の適用箇所は国県道のみとする。  
※市道では必要なし
- 3) 公共汚水ますについて、宅内配管を考慮し、横型90°三方合流またはマルチタイプ横型とする。

### 2. 公共汚水ます設置承諾書について

公共汚水ます設置場所（下流マンホールからの距離、取付管土被り、公共汚水ますの深さ）を必ず記入して提出してください。

### 3. 舗装本復旧について

上水道同時施工の場合の舗装区分は、別紙図面のとおりとします。

舗装本復旧について、自社で行う場合は、以下の項目に留意してください。

- 1) 舗装構成の確認
- 2) 舗装構成による影響幅の確認
- 3) 舗装状況（縁切れ線、クラック等）による復旧範囲の確認
- 4) 見積り提出時と完了書類提出時には、舗装復旧展開図を添付

以上の項目については、本来道路管理者の判断により決定されるものですので、道路占用提出時に、立会が必要かどうかを必ず確認しておいてください。立会が必要と言われた場合は、各項目に留意し、舗装範囲をマーキングした上で道路管理者に立会依頼を行ってください。これを怠ると、場合によっては工事のやり直しを指示される場合がありますので、注意してください。

上水道同時施工で、舗装本復旧を市の一括発注によって施工する場合、舗装復旧請負業者から上水道分の舗装費用の請求が後日（完了書類提出後数ヶ月後）あります。

4. 単価契約の更新について

公共汚水ます設置等工事委託の単価契約有効期限は3月31日までとなっており、4月1日以降は新年度単価となりますのでご注意ください。

5. 工事について

工事完了後は、速やかに完了報告書の提出をお願いします。

年度末に工事を行う場合、3月中旬までに工事を完了し、年度内に完了報告書を提出してください。工事が完了しない場合、4月1日以降再度申し込みをしていただき、単価についても新年度単価となりますのでご注意ください。

6. 下請負について

この工事委託については、通常の建設工事と同様に新城市建設工事請負契約約款を遵守しなければなりません。よって、下請負についても同等の扱いとなりますのでご注意ください。

新城市建設工事請負契約約款 6条及び7条抜粋

(下請負の制限等)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、工事を第三者に委任し、又は請け負わせた場合において、当該第三者（当該工事が数次の契約によって行われるときは、後次のすべての契約に係る受任者又は請負人を含む。以下「下請負人」という。）が工事の全部、又はその主たる部分を一括して他の第三者に委任し、又は請け負わせることのないようにしなければならない。

3 受注者又は下請負人が工事を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、受注者は建設工事標準下請負契約約款その他これに準ずる書面により契約を締結し、又は締結させるように努めなければならない。

(下請負の届出)

第7条 受注者は、工事を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者に届け出なければならない。

## 舗装復旧範囲の考え方

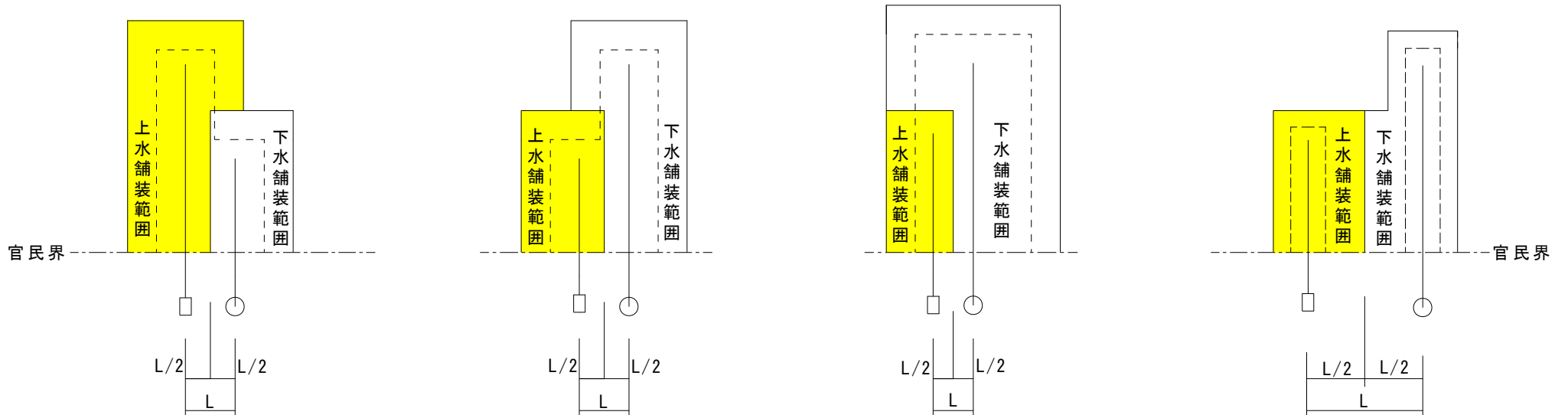
下水道取付管と、上水道取出管が等間隔となるよう線を引き、その線を下水、上水の舗装範囲の境とする。  
平面図で以下4パターンの例を示す。

①堀山を共有し、上水道が遠い場合

②堀山を共有し、下水道が遠い場合

③下水道の堀山に上水道が入る場合

④地山は共有していないが、影響幅をとると舗装範囲が重なる場合



※ただし、掘削→埋戻し→仮復旧 までは下水道管布設に必要な掘削幅分については下水道課で計上します。